

～子どもたちのより良い教育環境の実現～

学校の適正規模・適正配置 関係法令

学校教育法（昭和二十二年文部省令第二十六号）

第三十八条 市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない。

※中学校については、第49条において準用

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第41条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※中学校については、第49条において準用

※昭和33年の省令改正により条文化（それ以前は学校規模に関する規定はなし）

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）

第3条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

四 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴つて必要となり、又は統合したことに伴つて必要となつた校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第百八十九号）

第4条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。
- 二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。
- 2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。
- 3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

■公立学校施設整備事務ハンドブック-令和5年（公立学校施設整備費負担金）

1-3 小中学校等の統合校舎・屋内運動場の新增築

1 趣旨

小中学校等を適正な規模にするために統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の一部を国が負担することにより、これらの学校の施設の整備を促進し、その教育の円滑な実施を確保する。

2 負担率

区 分	原則 (義務法)	主な負担率の特例		
		離島	原子力、過疎、奄美、水源	沖縄
校 舎	1/2	5.5/10	5.5/10	7.5/10
屋内運動場	1/2	1/2	5.5/10	7.5/10

3 資格面積の算定方法

以下、資格面積、必要面積及び保有面積の算定方法を示す。

(1) 資格面積（校舎及び屋内運動場の場合）（義務法第5条第2項）

$$\text{学級数に}\geq\text{ずる必要面積} - \text{統合校の保有面積} = \text{整備資格面積}$$

(2) 必要面積

① 学級数を算定する日（義務法第5条第2項）

(a) 統合を行う年度に新增築を行う場合

- ・ 4月1日以降5月1日までに統合を行う場合…5月1日
- ・ 5月2日以降翌年の3月31日までに統合を行う場合…統合日

(b) 統合を行う3年度内に新增築を行う場合

- ・ 4月1日以降5月1日までに統合を行う場合…統合を行う年度の5月1日
- ・ 5月2日以降翌年の3月31日までに統合を行う場合…統合日



(3) 保有面積

統合学校の敷地に統合前の旧学校建物があっても、統合学校の建物として使用することが著しく不適当と文部科学大臣が認めるときは、当該学校建物を使用しないこと又は取り壊すことにより統合学校の保有面積としないことができる（運用細目第2-7-(4)）。

こうした取扱いができるのは、おおむね次のとおりである。

- ・木造の建物で、いずれ改築を要する建物
- ・危険建物又は不適格建物
- ・配置計画に取壊しが必要と認められる建物（具体的には文部科学省と協議すること）

また、統合学校を従前の建物の敷地と別個の敷地に建築する場合も、保有面積としないことができる。

(4) その他

① 統合事業における解体撤去工事の取扱い

統合により当該学校建物として使用しなくなる建物については、資産の有効活用を前提として、取り壊す必要がある場合には、その撤去工事を統合事業の対象とすることができる（事業実施年度と同一年度内の撤去工事に限る。）。

こうした取扱いができるのは、おおむね次のとおりである。なお、改築事業と併行する場合は、統合事業の対象とせず改築事業の対象とする。

- ・現敷地、別敷地の別は問わない。
- ・建築後おおむね10年以上経過している建物。
- ・解体撤去を行う面積を限度とする。

② 統合事業と他の事業の併行

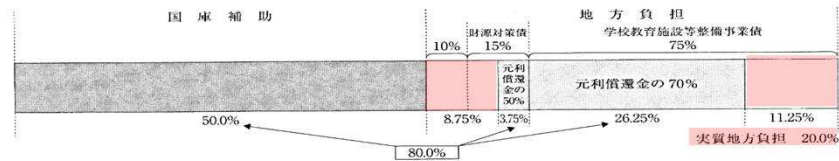
統合事業と交付金による改築事業等を併行して行うことができるが、統合事業と小中学校舎新増築事業等を併行して行うことはできない。

③ 統合事業として認められる期間

統合後やむを得ない理由等があり学校建物の新增築が遅れた場合でも、あらかじめ協議を行い文部科学大臣が必要と認めたものについては統合事業とすることができる（おおむね6年程度）。

1 小・中学校, 義務教育学校

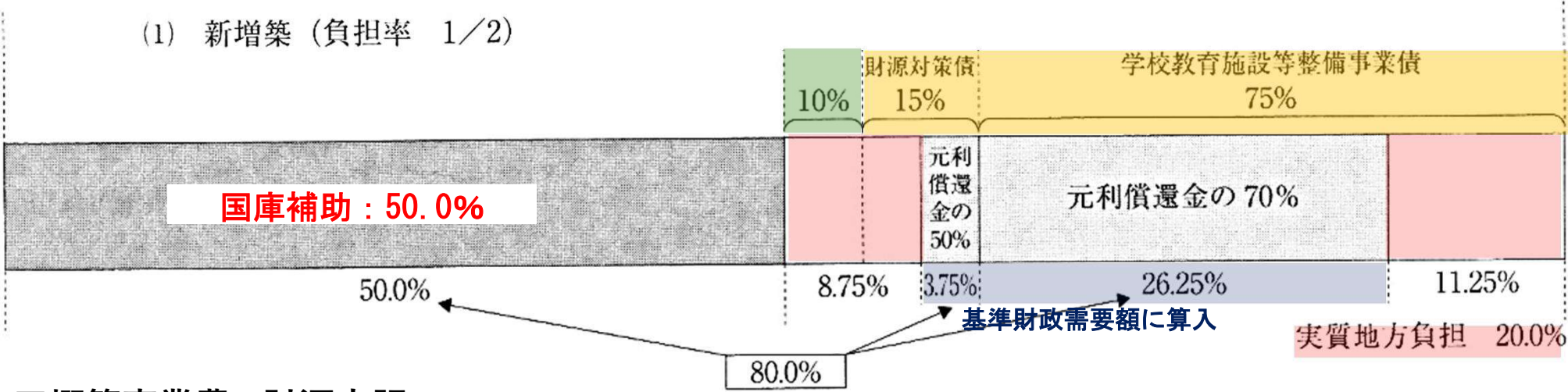
(1) 新增築 (負擔率 $1/2$)



■公立学校施設整備事務ハンドブック-令和5年 統合小学校新築の財源負担（概算）

1 小・中学校，義務教育学校

(1) 新增築（負担率 1/2）



■概算事業費の財源内訳

- ①国庫補助：50.0% ②起債（充当率90.0%） 学校教育施設等整備事業債：75.0%
財源対策債：15.0%
③一般財源：10.0%

■後年度元利償還金に対する交付税：30.0%（3.75%+26.25%） 地方交付税算定の際、基準財政需要額に算入

■実質地方負担：20.0%（8.75%+11.25%）